

御前崎市児童扶養手当システムの標準化に関する  
情報提供依頼（R F I）

2 0 2 5 年 8 月

御前崎市 健康福祉部 こども未来課

# 1 背景・目的

## (1)背景

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体は、住民記録、税及び福祉などの20業務(以下「標準化対象事務」という。)について、標準化法第6条1項及び第7条1項に規定される標準化基準に適合する基幹業務システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用が義務付けられました。

現在御前崎市で運用している児童扶養手当システムが、標準準拠システムに対応されないため、新たに標準準拠システムに対応する児童扶養システム(以下「児童扶養手当システム(標準準拠版)」という。)を調達する必要があります。

## (2)目的

本情報提供依頼(RFI)は、児童扶養手当システム(標準準拠版)の導入に向けて、標準準拠システムの対応、御前崎市に対する提供時期及びシステムの導入経費及び利用料、運用保守等の経費等の情報を事業者から幅広く情報提供いただき、今後の確実な児童扶養手当システム(標準準拠版)の導入を進めることを目的としています。

なお、本依頼書は、情報提供を依頼するものであり、構築を依頼するものではありません。

# 2 現行システムについて

## (1) 導入システム

御前崎市において導入している児童扶養手当システムは以下のとおりです。

| No. | システム名      | パッケージ名        | 導入事業者         |
|-----|------------|---------------|---------------|
| 1   | 児童扶養手当システム | SWAN(株式会社CIJ) | NEC静岡ビジネス株式会社 |

## (2) 運用状況

- ① 児童扶養手当(受給者管理)  
申請状況や支給決定情報などの管理、受給者証の発行などを行っています。
- ② データ連携
  - ・住民記録情報(個人番号情報を含む)、個人住民税情報等について、連携サーバを介してデータ受信しています。
  - ・児童扶養手当サービス利用者等の副本データを団体内統合宛名システムにからデータ送信しています。

# 3 情報提供依頼内容

以下の内容について、提示・提案いただきますようお願いいたします。

## ア システム提供の可否

令和7年度中(令和8年4月本稼働)の標準準拠システム(児童扶養手当システム)の提供可否

イ 提供可能時期

令和7年度中の提供が不可の場合は提供可能時期

ウ 標準化に係る費用等

エ 導入・開発実績

オ システム概要とスケジュール

見積の前提となったシステム概要と想定スケジュール案

## 4 前提条件

調達する本システムは、標準化法に基づき、「標準準拠仕様書等(※1)」に準拠していること。

※1「標準準拠仕様書等」とは

主に、以下に示す「基本方針」及び「仕様書等」を指す。なお、改版された場合も対象となる。  
また、国から守るべき要件として新たに追加提示された資料についても、これに含むものとする。

- ・「地方公共団体情報システム標準化基本方針」
- ・「児童扶養手当システム標準仕様書 第3.0版」
- ・「クラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン」
- ・「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」
- ・「公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」

## 5 留意事項

現行システムからは標準レイアウトの仕様でのデータ抽出は不可。現行事業者からは移行に対するサポートは出来かねると示されている。

システム提供の際は、旧システムのデータ取込を希望しますが、出来ない場合は本稼働時からの運用とする。

## 6 提出資料一覧

本情報提供依頼に関して、御前崎市から提示する資料は次のとおりです。

| 資料名称                  | 概要                                                               |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------|
| 情報提供依頼書               | 本資料                                                              |
| 別紙1 回答書               | 貴社から回答をいただく書類<br>※令和7年度中(令和8年4月本稼働)の総合福祉システム提供の可否、<br>提供可能時期等の回答 |
| 別紙2 情報提供依頼<br>に関する質問書 | 本依頼の内容に対する質問がある場合に提出いただく書類                                       |

## 7 提出様式

- (1) 別紙 1 回答書
- (2) (1)で提供可能とした場合
  - ・概算見積書
  - ・システムの概要及び想定スケジュール案(任意様式)
  - ・導入・開発実績(任意様式)

## 8 提出方法

本件に関する資料は、以下の要領にてご提出ください。

- ・提出資料 「別紙 1 回答書」

※御前崎市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合には、提案内容を示した資料の添付をお願いします。

- ・提案期間 令和 7 年 9 月 12 日(金)午後 5 時まで
- ・回答方法 提出資料を添付し、下記の宛先及び件名にて電子メールで送信してください。
- ・宛 先 御前崎市こども未来課子育て支援係  
メール: [kodomomirai@city.omaezaki.shizuoka.jp](mailto:kodomomirai@city.omaezaki.shizuoka.jp)
- ・件 名 「【提出】児童扶養手当システム RFI(貴社名)」としてください。

## 9 その他

- (1) 本RFIは、ITシステムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段として用いており、契約に関する意図や意味を持つものではないことをご理解ください。
- (2) 本RFIに対して、貴社からどのような提案をご提示いただいても、それを持って将来の購入を約束するものではないことをご理解ください。
- (3) 本RFIに基づいて資料提供・提案をいただいた提案者に対し、今後の入札等において、特に優遇又は不利な取扱いを行うことはありません。
- (4) 提出いただいた資料・提案書等は原則として返却しません。また、提供いただいた資料・提案内容について、他の第三者に提供することはありません。
- (5) 本RFIとともに御前崎市が提供した資料を、第三者に開示・提供することはご遠慮ください。  
なお、資料・提案内容を参考とし、調達仕様書等に反映させていただく場合がありますのでご了承ください。